

## 【佐賀エリアでのフライトにおける申し合わせ事項】

### 1. 空港関係機関との申し合わせ

佐賀エリアでフライトするすべてのパイロットとその気球（佐賀インターナショナル・バルーンフェスタを除く）は、佐賀熱気球パイロット協会（以下「協会」という。）及び佐賀空港事務所にライセンスNo.・メールアドレス・機体JA No.等を登録するとともに、機体には地図と市販のハンディGPSを搭載することとし、パイロットは「バルーン離着陸自動通報システム連絡チャート」に従い、飛行情報を佐賀空港事務所へ連絡すること。

また、佐賀エリアで常時フライトするパイロットが、協会未加入の場合及び協会会費未納の場合または、正当な理由なく安全対策講習会に参加しない場合は、佐賀空港事務所のパイロット登録を削除することがある。

### 2. PZ

PZ1～14が定められる。（詳細地図は、協会Webサイトを参照すること。）

なお、PZ9、10、11、14については離着陸禁止とし、高度制限は設けないが、低空での飛行は避けることが望ましい。また、PZに指定されていない畜舎等についても十分配慮すること。

「佐賀インターナショナル・バルーンフェスタ」で適用される競技外区域（佐賀市街地）については、特に制限を設けない。

※ドクターヘリの運行に支障が無いよう配慮する事。（特に緊急病院周りへの停滞など）

### 3. クルージング（サイレント）バーナーの使用

高度500ft以下では緊急時以外は、原則としてクルージング（サイレント）バーナーを使用すること。

### 4. バーナーチェック

バーナーチェックは原則として1系統ずつ行い、チェック終了後、ローンチエリア内では生ガスを放出しないこと。

### 5. 関係者車両（嘉瀬川ローンチエリアでの注意事項）※大会等は、別途協議し運用する事が有ります。

気球、その他気球機材搭載車両以外は、ローンチエリア内へ乗り入れないこと。ゲストを含む関係者車両は、国道34号線北の所定の駐車場に駐車し、ローンチサイト横の道路には駐車しないこと。

※ローンチエリアは、管理者（佐賀市）と協議のうえ出入口及び場所を指定又は、変更する場合がある。

### 6. クイックリリースの使用

インフレーションはクイックリリースを確実に接続したうえで行うこと。

### 7. 離陸時間の制限

麦かり後の（5月～6月）フライトにおいて、離陸は午前6時以降とすること。

※インフレーションについても、周りの民家等に配慮する事。

### 8. 事故処理

佐賀エリアでのフライトにおいて、万一事故が発生した場合は、速やかに関係機関に届けること。特に、電線事故の場合は被害の程度にかかわらず、必ず九州電力に報告し、指示を仰ぐこと。

※協会Webサイトの【電線事故時の緊急連絡先】参照

また、協会安全対策委員会に速やかに報告すること。なお、重大事故発生等で本協会内に問い合わせ窓口を設けた場合は、各所からの問い合わせに対しては、協会員が個別に対応せず、当該窓口を紹介すること。

### 9. クレーム処理

フライト中、並びに気球活動中に受けたクレームについては、情報として必要なので、事の大小、解決の有無にかかわらず協会指導教育委員会へ報告すること。

### 10. 着陸時の種火の消火

日本気球連盟のフライトマニュアルでは、ハードランディング時の不慮の引火事故を防ぐため、着陸時には、各メーカーのマニュアルに従って、処置できるように指導している。マニュアルにない場合は種火を消すこと。

佐賀エリアでのフライトにおいてもこれを徹底し、習慣づけること。

### 11. 事業用フライトの禁止

佐賀エリアでは営利事業目的の遊覧フライトを禁止する。（平成9年度総会決議事項）

### 12. 協会への入会

佐賀エリアで指導フライトを行うインストラクターは、佐賀エリアでの熱気球飛行の安全確保と運用を図るために、指導するPilotが協会の会員であることを確かめ、会員でない場合は、入会を確認してから指導すること。

### 13. 係留飛行における安全の確保

日本気球連盟の「熱気球係留安全規定」に基づき係留飛行を実施する上で、風速4m/sを中止の判断基準とする。

また係留飛行の際には、予め適切な人員配置とその役割の確認を徹底すると共に、使用する機材については、事前に安全性や強度確認を行ったものを使用すること。